

最近の判例から (10)

違反是正命令の発令を求めた訴訟が、 不適法として却下された事例

(大阪地判 平19・2・15 判タ1253-134) 鈴木 秀剛

開発許可等の処分を行った市に対し、対象開発区域の周辺居住者らが、開発行為が都市計画法に反すると主張して、違反是正命令を出すことを求めた行政事件訴訟が、周辺居住者らに重大な損害が生ずるおそれがあるとはいえないとして却下された事例（大阪地裁平成19年2月15日判決 却下 判例タイムズ1253号134頁）

1 事案の概要

開発事業を計画するA株式会社に対し、Y市市長が、開発許可処分およびその変更処分を行った。

その開発区域の近隣で事業を営む原告X1ら及びその開発区域に隣接する公衆用道路を共有する原告X2らは、「開発区域と公道を結ぶ通路は1つしかなく、区域内に予定の139戸の住宅が建設されると、通勤時に車両が集中し、通路と公道の接道部分で、交通渋滞、騒音被害、交通事故等が発生し、原告らの事業活動等に重大な影響を及ぼすから、本件許可に関わる開発行為は、都市計画法に違反する」と主張し、行政事件訴訟法に基づき、Y市市長に対し、①開発区域に建築される建物建築工事の停止、②同建物の販売停止、予備的に、③開発区域を6m以上の幅員で接道させることについての違反是正命令の発令を求めて提訴した。

2 判決の要旨

- (1) 本件は、Y市市長に対し、違反是正命令を発することを命ずるよう求める訴えであるが、法令に基づく申請を前提にしているから、非申請型の義務付けの訴えである。そして、非申請型の義務付けは「一定の処分がされないことにより重大な損害を生ずるおそれ」があることを適法要件の1つとしている。これは、法令上の申請権がない場合に、行政庁に対し一定の処分をするよう求めることは、処分の根拠となる行政実体法に予定されていないから、非申請型の義務付けの訴えを認めることは、法令上の申請権がない者にあたかも申請権を認めたのと同じような結果になるため、義務付けの訴えによる救済の必要性が高い場合に限り、救済を認めるという趣旨である。したがって、重大な損害が生ずるか否かの判断は、上記趣旨を踏まえた上で、損害の回復の程度を考慮し、併せて、損害の性質及び程度並びに処分内容及び性質を勘案して行うのが相当である。
- (2) 原告らが求める違反是正命令は、本件開発区域内に建設される建物の建築工事の停止、同建物の販売停止、又は本件開発区域を6m以上の幅員で接道させることを内容とする。原告らは、本件違反是正命令が出されず、都市計画法、同法施行令、同法施行規則所定の接道要件を満たさないまま、

開発行為が行われると、朝夕のラッシュ時に、区域内の139戸から集中的に通勤車両が出て本件通路に集中し、しかも1両ずつしか公道に出られないことから、本件通路と公道の接道部分で、渋滞、騒音、排気ガスなどによる環境悪化、交通事故等が発生することとなり、X1らの営業活動や原告X2らが共有する公衆用道路に重大な影響を及ぼすと主張する。

- (3) しかし、本件開発区域が、地下鉄Z線の3駅から徒歩約10ないし13分の距離にあることからすれば、同区域の居住予定者らの多くが通勤に自動車を使用するとは考えにくい。また、同居予定者が自動車を使用する場合も、各人の出勤時間や運行目的等によって本件通路を通る時間は異なるはずであるから、自動車が一斉に本件通路に集中する事態は想定し難い。しかも、本件開発区域は、自動車教習所の跡地を利用して開発されており、従前は、路上教習のため、相当数の教習車が同時に本件通路を通ったと考えられるが、これによって、付近の交通や環境に大きな支障を来したと認めるに足る証拠はない。また、同公道はもともと大型トラックやバスの通行量も多い道路であり、本件開発区域の周辺は工場も多い地域であるから、居住予定者の自動車が増え、それらが本件通路を通過して公道を走行したとしても、付近の交通事情や環境が大きく変化するとは考えにくい。

原告X1らは、本件是正命令がされないこと、事業活動に支障を来すと主張するが、原告らは、主として、本件通路ではなく、隣接する公衆用道路を使用して公道に出入りすると認められことや本件通路と公道との接道部分は信号機によって交通整理がされていることに照らせば、本件通路を利用し、接道部分を通過して公道に入る自動車が

一定量増加したとしても、それが原告X1らの事業用車両の通行の妨げになってX1らの事業経営に深刻な影響を及ぼしたり、X1らが交通事故の被害に遭うなどの事態が生ずるおそれは低い。また、原告X2らは、交通量の増加、環境悪化等が生ずることにより、X2らの権利に重大な影響を及ぼすと主張するが、X2らは本件通路に隣接する公衆用道路の共有者であるにすぎず、仮に本件通路や公衆用道路上で交通渋滞が生じたとしても、同原告らの権利や利益に対する具体的な危険があるとはいえない。

なお、本件においては、隣地との境界に争いがあるため、開発区域の接道要件の具備が争われているものの、本件通路は、現状でも、物理的には6mの幅員を備えている。

- (4) 以上の点を考慮すれば、原告らに、重大な損害を生ずるおそれがあるとは認められず、また、他に原告らに重大な損害を生ずるおそれがあるとするに足る証拠もない。したがって、原告らの本件訴えは、その余の点を判断するまでもなく、不適法であるから却下する。

3 まとめ

本件は、都市計画法81条の違反是正命令を発することを、行政事件訴訟法3条6項1号、同法37条の2所定の義務付けの訴えにより、求めたものである。義務付けの訴えは、平成16年の改正によって設けられた新しい規定であるだけに、今後も、開発計画等に対する反対活動に利用されることが予想される。義務付けの訴えの要件について判断を示した事例として参考になると思われる。